

## 第 26 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 6 年 4 月 5 日 (金) 午後 2 時 00 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
3. 出席委員 【農業委員】 (10 人)  
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 江口千寿、4 番 山下理恵  
6 番 金子俊博、9 番 松本昌子、10 番 垣谷征志、11 番 酒井幸男  
13 番 ハジィフ泉、14 番 吉尾好市  
【推進委員】 (4 人)  
2 番 弘瀬正彦、4 番 宮川建作、6 番 尾崎澄夫、7 番 西村二男  
(事務局：事務局長 斉藤長久、書記 山崎裕也 (前任)、藤本英)
4. 欠席委員 【農業委員】 (4 人) 5 番 濱口佳史、7 番 橋田美和、8 番 伊芸精一  
12 番 福留康弘  
【推進委員】 (3 人) 1 番 大石正幸、3 番 若藤陽介、5 番 小橋誠一
5. 議事日程
  - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
  - (2) 各議案の審議  
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (1 件)  
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請 (県知事許可) について (2 件)  
議案第 3 号 非農地証明願について (1 件)  
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第 5 号 黒潮町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画 (後期計画) の一部改定について
  - (3) その他の討議・報告事項について

議長 それでは、お時間となりましたので、定例会を始めたいと思います。

報告事項といたしまして、事務局の〇〇君が、今度、異動になりまして、〇〇係の方へ異動になりまして、また事務局として、〇〇君が戻ってきまして、頑張ってくれると思いますので、また後で挨拶もあろうかと思いますが、一応最初に報告ということで、今回だけは、〇〇くんが定例会を担当するというので、来月から〇〇くんが続けていただきたいと思います。

何かと田植え等も始まっておりまして忙しい時期でもございまして、今日、欠席者 7 名おりますが、会としては成立しておりまして、欠席者、〇〇くんそれから〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、それから〇〇さんと〇〇さん、〇〇さん、7 名欠席ですが、会としては成立しております。

それで、今日の議事録の署名が〇〇さんと〇〇さんになります。それでは、早速議案に入りたいと思います。それでは、議案第1号、3条許可申請が1件出ております。

事務局　それでは、1ページを開いていただきまして、今日の議案第1号、農地法第三条の規定による許可申請の番号1番です。

譲渡人が、〇〇の〇〇さん、譲受人が、〇〇の〇〇さんです。申請地につきましては、〇〇の〇〇番、地目は田で、485平米となっております。

理由としましては、今後、所有権移転を許可あり次第の売買ということになっております。

3ページからが写真等になっております。まず、3ページが航空写真と位置図となっております。

真中あたりの丸い赤い円になっているところが申請地となります。

近くに〇〇と、〇〇があります。

それから4ページの方が、航空写真の拡大図となります。赤い枠で囲んでいる部分になります。

それから5ページが、公図ということになります。

それから6ページが現況写真で、ちょっと遠くからになってしまいました奥の方の赤い枠、まだちょっと草が入っているあたりになるんですが、この辺りの状況となっております。今後草を刈って、畑として利用をされるというところですよ。

すいません。1枚、調査書の方が抜けておりまして、お手元にお配りしております。

農地法第3条の調査書の方、読み上げさせていただきます。

譲受人が〇〇さんで、譲渡人が〇〇さんです。該当につきましてはすべて 該当はありません。

第1号の全部事項利用につきましては、譲受人は農業をされている方であり、今後とも営農する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地をすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業の従事者としては、〇〇という形でということで、所有機械としては、耕運費、コンバイン、田植機、軽トラック、管理機となっております。

2号3号につきましては、該当はありません。4号も該当がなく、農業作業の常時従事につきましては、年間150日の従事を予定されております。

5号も該当はありません。

6号の地域調和につきましては、所有権の移転後は、従来通り営農するというのでその他の農地への影響はないものと見込まれております。事務局の方からは以上です。

議長　事務局から説明がありましたが、担当委員さんの方から何かありますでしょうか。  
はい、〇〇さん。

〇〇委員　〇〇委員の方から、ちょっと今日は出席できんかもしれんとうことで、先日、現地を確認に行っちゃったのですが、事務局の方から説明があった通りですが、3ページと4ページ、4ページをちょっと見てもらいたいんですが、4ページの航空写真では〇〇が隣にあるわけだけど、現在、もうこの〇〇は、以前は〇〇を栽培しよったのですが、

今はもうやめて全部壊して撤去しております。隣の土地ということで、この〇〇さんに電話で確認しようと思って現地を確認した後に電話したんですが、電話が通じなくて、本人から聞き取りができておりません。現地は確認して事務局が今申した通り、この航空写真ではきれいに田んぼが写っていますが、現在は草を刈って耕作せんといかん状態となっています。

僕の方からは以上でございます。

議長 今、担当委員さんの方から説明がありました。質疑質問ある方挙手願います。  
ご本人の状況が分からんけど、〇〇さん、かなり高齢よね。

〇〇委員 〇〇と思うがやけど、家の方に電話したんですけど、通じらってお話聞けらったがですけど、多分今回は個人で申請が出ちよるということで、〇〇の申請ということだと思いますが、ここで書きちょうように〇〇はいろいろと手広くやりようわけですが、実際に〇〇さんがやるのか〇〇が管理するのか、その辺聞けんかったがですけど、今回の申請は〇〇さん本人ということです。

議長 何か家庭菜園的なものをやるかもわからんよね。何かほかに質疑はありません。ないですかね。ないようでしたら、承認を受けたいと思います。  
農地法第3条許可申請の承認されます方の挙手願います。  
はい。挙手全員です。1号議案につきましては承認されました。  
続きまして議案第2号、農地法第5条申請が2件出ておりますが、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 そうしましたらもう一度1ページの整理表の方で、議案第2号の番号の1番から説明させていただきます。

譲渡人が、〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんで、申請地は〇〇、地目は田、面積が373平米になります。

今回申請の理由としましては、建築資材置き場と言う事で申請が上がってきております。7ページからが写真等になっておりますので、お願いします。

7ページの方の航空写真で、赤い丸のところ、〇〇に上がっていく、道の途中のところになります。

8ページの位置図の方がわかりやすいかもしれません。近くに〇〇がありまして、上に上がっていく途中のところになります。隣に住宅が1件あります。

9ページが、航空写真の拡大図です。

赤い丸の中のもう一つ、小さい方の囲ってる方が今回の申請位置になります。373平米の申請地となります。

それからページ10ページが、公図です。

それからページ11ページが、土地利用計画図と排水の計画図になっております。出入口は右側の道路から入る形で、水路は青い水色で囲っている部分が排水路となっております。既存の側溝の方にすでに接続された側溝の方に流れ込むかたちとなっております。一

応、資材置き場としての主なものとしては絵で書かれてるような感じの場所に、残土置き場であったりと置物を置いていくような計画というふうになっております。

現状の写真としまして、ページ12ページの方が現況の写真となっております。既に土地としては草が刈られております。

事務局の方からは以上です。

議長 今、事務局の方から説明がありましたが、担当委員さんの方から補足説明があれば、はい、〇〇さん。

〇〇委員 先日、〇〇さんの方にお話を伺いに行きました。譲渡人の〇〇さんとは〇〇だそうです。

遠く離れて管理もできず、地目も田になっていますが、30年耕作しておらず、本当に雑木林じゃないですけど、荒地だったので誰が管理してくれないかという相談を受けて今回〇〇さんが、資材置き場として引き受けましょうという話になったそうです。実際このなんかいろいろ、土地利用計画出てますけど実際ちょっと狭い感じ。

12ページの写真がありますが、杭が1本打ってますけど、それから下の方が法面になってて実際はとても狭いんですけども、〇〇としても管理する感じで、今回申請するというお話でした。特に隣の家の〇〇さんの方も、誰か倉庫でも建てて管理してくれたら草も生えずにすむのってという雰囲気だったので、両方特に問題なく、大丈夫だと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 今、担当委員さんの方から説明がありました。  
何かこの件につきまして、質疑質問ある方、これ、特に倉庫とか建てるというのではない。

〇〇委員 特に計画はないそうです。管理する意味合いもあって引き受けたと。

議長 何かありませんかね。ないですかね。売買ということではない？

〇〇委員 将来的には多分そうなのかなという雰囲気でした。後に〇〇さんの方で管理できないので将来的に面倒みないかんろうねっていう話されておりました。

議長 何か問題なければ承認を受けたいと思いますが、いいですかね。それでは、この5条許可申請の1番につきまして、承認される方の挙手願います。

はい。挙手全員です。

5条許可申請1番に関しては、承認をされました。

続きまして、5条許可申請の2番、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 譲渡人が、〇〇の〇〇さん。  
もう一人の方が〇〇の〇〇さんです。  
譲受人は、〇〇の〇〇さんです。  
申請地としましては、4筆あります。

- 1 筆目が、〇〇、畑、面積 2,210 平米。
- 2 筆目が、〇〇、田、面積 391 平米。
- 3 筆目が、〇〇、畑、130 平米。
- 4 筆目が、〇〇、畑、135 平米となっております。

こちらの方の申請の目標としましても先ほどと同じ資材置き場という形で、申請が来ております。

ページ 13 ページからが、写真等になっております。

まず、ページ 13 ページが、航空写真の位置図になっております。赤い枠で囲っている部分、4 筆分の申請地になっております。近くの、右側の〇〇が見えてる部分が、〇〇ですね。

それからページ 14 ページが、位置図になります。近くには川を跨いで〇〇があります。それ以外はその前に一軒住宅があります。

ページ 15 ページが航空写真の拡大図です。4 筆がこういった形でくっついております。それから、ページ 16 ページが公図になっています。

それから、17 ページからが土地利用計画と排水計画図になります。

進入路としましては上の部分に書かれているように、ちょうど道の方から進入する形となっております。

ページ 17 ページの上の進入口と書かれているあたりの〇〇は、すでに雑種地、農地以外の土地で、既に関取っている土地になります。

その上の〇〇の方につきましては、町の道なんですけども、管理の町道の方の部門で確認を取ってこの部分については、進入がそのまま可ということの許可の確認をしております。

それから、進入口と書かれたところの水色の水路を跨ぐ形になっております。

右側のページ、18 ページを見ていただいたらおわかりになると思いますけども、水路に暗渠をかけて上に土をかぶせるような形になります。

この部分につきましては申請の方を現在出してもらっている状況となっております。

それからページ 19 ページの方が、進入口の拡大図になっております。

それから、ページ 20 ページが、盛土の平面図と側面図になります。

それで傾斜を、各法面をつけて、崩れないように、盛土を行っていくという形です。

それから 21 ページからが現況の写真になります。21・22 ページが現況の写真。

事務局の方からは、以上です。

議長 事務局の方から説明がありましたが、担当委員さんの方で補足があればお願いします。

〇〇委員 事務局の方から詳しい説明があったわけですが、先日、現地確認をしてきました。

それで 22 ページをちょっと見てもらいたいのですが、22 ページのこの申請地ですが、以前、〇〇さんの〇〇が施設園芸をやりよったところで、もうハウスは撤去して、何十年も前ですが、それでこの写真見てもらったらわかるように、半分くらいは耕作放棄地になっております。もう草ぼうぼうというか、背丈より大きくなっているので、耕作放棄地の状態で、それで〇〇、譲受人ですが、〇〇ですかね。以前、資材置場の申請があったがね。今度は〇〇の方で、〇〇やっているのでしょうか。この辺、僕の方ではは

つきり分からん部分があるがですが。現地は確認しまして、すいません、16 ページ、申請地の隣、〇〇さんの畑があるがですが、現在はこの畑が申請地より少し高いがですが、申請地の埋める程度によってはこの〇〇さんの土地の方が低くなりまして、〇〇さんの同意はもらってると思うがですが、この辺少し心配するところがあります。以上です。

議長 説明からも、ほとんど耕作放棄地ということでございますが、前回の定例会の後でちょっと事務局の方からちらっと聞いたもんで、こういう案件が出てくるかもしれない。ちょっと聞いたがですけど、近くの人が反対をしようというような話が出て、そこを心配しよったんですけれども、これ確認もとったところ、その人とも、同意がとれたということでございまして、その辺についてはもう問題がないというように、事務局の方からも聞いてます。

近くの同意があれば問題ないと思いますけれども、〇〇も、申請がこないだも出てきて、今回も、理由は資材置場というわけですが、ここは高速道路も通るような場所でもない。

〇〇委員 高速道路は全然かからんけど、この近くに工事道路がついて、多分短いトンネルができると思う。〇〇の前通りよったら、川向うになんか、道路の今度、自動車道の工事やるところが見えると思いますが、そのすぐ近く、その関係で資材置場にすることがどうか分からんですけど。

心配するのは、ここら津波の想定で言えば浸水区域で、結局、津波の危険で高いところへ資材置場を構えたいいうがやったら分かるけど、どうしてここへ構えるがやろかとは思。ほとんど耕作放棄地になっちゃうがやけん、利用してもらえるいう面ではええがですけど。隣接地も同意しちょうみたいですし、これによったらちょっと青線の水路を埋めて暗渠にするということですが。

事務局 隣接地の〇〇さんと〇〇さんの方になると思いますが、この方々の同意書はもらっているんで、間違いなく同意は得られている状況です。

議長 何かこの件につきまして、質疑質問ある方、挙手願います。

ないようでしたら承認を受けたいと思いますが、それでは、5 条申請の 2 番につきまして、承認を受けたいと思います。

承認される方の挙手を願います。

挙手多数です。

5 条許可申請の 2 番についても承認をされました。

続きまして、第 3 号、議案第 3 号について事務局の方から願います。

事務局 ページ 2 ページに戻っていただきまして、表の議案第 3 号、非農地証明願の番号 1 で、願い出人は、〇〇の〇〇さん。願い出地は 4 筆です。

1 筆目が、〇〇。畑で 14 平米。

2 筆目が、〇〇で、田、768 平米。

3筆目が、〇〇で畑、198平米。

4筆目が、〇〇、畑で916平米となっております。

今回、非農地の願い出理由としましては、そこの表に書かれています通り、一筆目が墓地となっていた場所となります。

平成9年6月の3日より、墓地として使用してきており、今日に至っているという状況の、非農地の証明の願いが出てきております。

2つ目が、平成15年より耕作放棄地となっております、平成20年からは原野となつて、今の状態に至っているということです。

3番と4番につきましても、昭和50年頃から耕作放棄になって、昭和55年から山林のような状態となり、今日にいたっているというような状況となつて、こういうことからの理由で申請が行われてきております。

ページの23ページからが、写真となっております。

23ページに、4筆すべてが入っている部分の航空写真と位置図があつて、まず一筆目が、真ん中の辺りの〇〇の奥にある墓地。

それから2筆目が、2番の方が、先ほどの3条申請で出てきた近くの部分です。

それから3番の4番は、もう丸で囲ってあるんですけども、ほぼ山林のような、正確にはちょっと場所は見えない状態です。

それから24ページがそれぞれの拡大図となります。

1筆目が墓地の部分で、駐車場からちょっと入った辺り、ここが地目的には畑が残っていた。

ページ25ページが、2筆目の田んぼで、先ほどの3条の申請の場所が、下の〇〇です。右の方にある部分から近い辺りですね。そのあたりになっております。

それから26ページが、3筆目と四筆目、山の中の拡大の位置図となっております。

それから27ページからが公図となっております。まず墓地の部分が27、28ページが3条許可の下辺りになります。

それから29と30ページが、3筆目4筆目の山の中にある分となります。

それから31ページからが、現況の写真となっております。わかりにくいんですけども〇〇と書いている部分が今回の対象の部分です。

それから、ページ32ページです。

前の、茂っている部分になるんですけども、ちょっと枠ではちょっと囲めておりませんが、現状としては、このような状態です。

それから33ページの方、こちらはちょっと航空写真とも同じにはなってくるんですけども、現況としても同じ、山林化しているような状況であるということです。

事務局の方からは以上です。

議長 今、事務局から説明がありました。担当委員さんの方で補足説明ありますか。

〇〇委員 先日、現地確認に行ったわけですが、ちょっと詳しい説明があつたわけですが、24ページの、現在墓地になつてるところですが、写真右下ですが、これが〇〇の〇〇になります。

その辺で隣が、〇〇の駐車場からちょっと入ったところが、申請地になります。もう、この辺は〇〇の墓所になっていて、ここは比較的大きな墓所になっていて、全体が大きな墓所になっております。

それから、申請の2番目ですかね、25ページですが、25ページは、これは相当前の航空写真ということで、先に〇〇さんの申請があった〇〇の近くです。それから〇〇から伊与木川側は、全部耕作放棄地というか、もうほとんど原野か山林か何かもう、相当前から耕作放棄地になっております。

32ページを見てもらいたいがですが、この写真の奥の方に〇〇の避難タワーが写っております。この写真の手前の右側が、ハウスがあった跡地です。ここはきれいに叩いて耕作できるようにしちよう。この沖側についてはこの写真を見てもらったらわかるように木とか草とか、もう何年も全体的にこの辺はもう交差う放棄地になっております。

3番、4番はもう山の中で、現地確認しておりません。

議長 今、担当委員さんから説明がありましたが、この件に関して何か質疑質問ありますか。墓地については、申請者のところの墓地やろか。

〇〇委員 本人かどうか確認してないけど、〇〇の墓だということ。

この辺の擁壁、何メートルも高い擁壁代でも相当いると思うけどその辺、どこがどの工事をしたものか、きれいに設置している。当初どういうふうに造成したか分からんですが、〇〇の一番広い墓所になっている。この辺り全体が墓所になっている。

議長 相当前からあったがやけど、地目は農地になっちゃったわけよね。

〇〇委員 一軒だけじゃなく、いろんな家の墓が並んでるので、当時、いっしょに墓所にしたんだと思われます。

議長 わかりました。ほかに質疑ありませんかね。ないようでしたら、承認を受けたいと思いますが、承認される方の挙手を願います。

挙手全員です。非農地証明願いについて、承認されました。

それでは、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、当日資料ですが、事務局よりお願いします。

事務局 当日資料の、議案第4号の部分をお願いいたします。

ページめくっていただきまして、1ページの整理表をお願いいたします。

まず、整理ナンバー5-126からナンバー5の131までが、相對の契約となっております。それから、整理ナンバー5-132から135の4筆が中間管理による契約となっております。

上の相對の5-126番からいきます。

貸付人が〇〇の〇〇さん。借受人が〇〇の〇〇さんです。設定期間としましては令和6年4月5日から令和11年4月4日。設定の土地としまして、〇〇で、現況は田です。農



用地区域となっており、面積が989平米となっております。作物は水稻を予定しており、10アールあたりは〇〇の賃借権となっております。再設定となっております。

次に5-127番、貸付人が〇〇の〇〇さん。借受人は、〇〇の〇〇さんで、設定期間は令和6年6月1日から令和16年5月31日となっております。

利用権設定する土地としましては〇〇で、農用地区域となっております。

面積は577平米で水稻を予定し、10アール当たりの借賃としましては、〇〇の設定で再設定となっております。

下の5-128と、5-129です。

貸付人が〇〇の〇〇さんで、借受人は、〇〇の〇〇さんです。設定の期間としまして令和6年4月5日から令和16年4月4日です。設定の土地は、〇〇。現況が田、農用地区域で、面積が2324平米となっております。作物はニラとなっており、〇〇による新規の設定です。

もう1つが、〇〇で、面積が717平米で作目がニラを予定されており、〇〇による新規の設定となっております。

下の方の130番です。

貸付人が、〇〇で借受金が〇〇の〇〇です。

設定の期間としまして令和6年3月7日から令和16年3月6日で、〇〇、畑で農用地区域となっており、面積は9622平米で、作物は果樹を予定されており10アールあたりの貸賃は、〇〇での再設定です。

下の、5-131です。

貸付人は、〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんです。設定の期間は令和6年3月7日から令和16年3月6日で、設定の土地としましては、〇〇の畑、農用地区域となっております。面積は3977平米で、果樹をやっております。10アール当たりの貸し賃は、〇〇での再設定。

相対の部分につきましては、以上となります。

議長 利用権設定、相対の部分ですけど、何か質疑質問ありますかね。  
この〇〇というのは〇〇のこと？かなり広いみたいやけど。

〇〇委員 おおかた1町、9622平米。

議長 両方入ったら、1町3反ぐらいあるわね。ここはもうミカン植えちやろがやろ。

〇〇委員 もう大分前から〇〇さんがやっていて再設定。

議長 何か、ありませんかね。この〇〇さんは、何かこう〇〇みたいながやろか。

〇〇委員 〇〇です。

議長 ○○やしね。何かありませんかね。なければ、この相対の利用権につきまして、承認を受けたいと思います。

5-126 から 5-131 までですが、承認されます方、挙手願います。挙手多数です。挙手多数で承認されました。

それでは、○○との設定ですが 5-132 から 5-135 まで説明をお願いします。

事務局 そうしましたらページ 1 ページの整理番号。ナンバー5-132 ページから説明していきます。

貸付人が○○の○○さん。借受人が○○となっております。設定期間としましては令和 6 年 4 月 8 日から令和 21 年 4 月 7 日までです。利用権設定する土地としましては、○○の田で、農用地区域となっております。面積は 1119 平米で、作目は果樹となっております。

事務局長 果樹じゃない。施設野菜。一番最後のページに載ってます。21 ページです。

事務局 施設野菜です。すいません。

10 アール当たり○○で、新規の設定となります。

5-133 番で、○○の○○さんで、○○を借受人とし、令和 6 年 4 月 8 日から令和 21 年 4 月 7 日で利用権設定しまして、○○、田で農用地区域の面積 382 平米という形で、施設野菜、貸賃 10 アール当たり○○の設定です。

その下の 5-134 です。

○○で○○さんで借受人は○○を経由し、設定期間としましては令和 6 年 4 月 8 日から令和 21 年 4 月 7 日で、設定の土地としましては○○で、田、農用地区域、面積が 547 平米です。作物は施設野菜となっており、10 アール当たり○○となっており、新規の設定です。

最後、5-135 番、貸付人が○○さんで、○○を借り受け人経由し、設定期間としまして令和 6 年 4 月 8 日から令和 21 年 4 月 7 日まで、となっております。利用権設定する土地としましては、○○の田で農用地区域となっております。面積は 1247 平米で、施設野菜を予定されております。10 アール当たりの貸し賃としまして○○で新規の設定となっております。

以上 4 筆が、○○しまして、○○さんとの利用権設定となっております。

事務局の方からは以上です。

議長 今の事務局方からも説明ありましたので、これに関して何か質疑質問ありませんかね。

酒井委員 ただいま説明があった表のところ、一番下の赤文字で買いちょうところ、数字が違う。上記 5-126 から 5-131 とあるが、本当は 5-132 からじゃないろうか。

事務局 5-132 から 5-135 です。5-132、括弧、大方の 5-115 から 5-135、括弧、大方 5-118 です。修正をお願いします。

議長 これは、全部〇〇さんのところになるが？今、ハウスをしよう？〇〇になるがやろか。

課長 〇〇で、〇〇をしょって、ハウスが空いたので。

議長 何かありませんかね。〇〇でハウスをするということです。ないようでしたら承認を受けたいと思います。

〇〇を通じての分で、この5-132から5-135までですが、承認されます方、挙手願います。

はい、挙手全員です。議案第4号につきましては、承認をされました。

続きまして、議案第5号、黒潮町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（後期計画）の一部改定について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 議案第5号と書かれた当日資料の方をお願いいたします。

ページをめくっていただきまして、ページ3ページを、お願いいたします。

ページ3ページの左下の辺りにこれは黒潮町における女性職員の活躍の推進に関する特定事情事業主行動計画とはというところで、書かれております。少し読み上げさせていただきます。

黒潮町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画、以下、本計画というのは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条に基づき、黒潮町長、黒潮町議会議長、黒潮町選挙管理委員会、それから黒潮町代表監査委員、それから黒潮町農業委員会と、黒潮町教育委員会が共同で策定する特定事業主行動計画ですということ。

それから右の上に行ってくださいまして、特定事業主行動計画は、経済社会環境の変化や職員のニーズ、意識向上の程度等を踏まえて策定するとともに、計画期間内において目標が達成できるよう、一定の期間を区切って、実施し定期的に検証をすることが望ましいとされております。

というところで、黒潮町としましては、現在、最初のところにもありましたように、現在、後期計画について策定を進めているところです。

ページ1ページを、すいません、前後して申し上げます。1ページをお願いします。

1ページのところに、改定内容が書かれております。

黒潮町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（後期計画）の一部改定についてということで、令和6年3月改定、改定の男性育児休業取得率の目標値の変更、というところでこども未来戦略方針において、地方公務員一般職一般行政行政部門にかかる男性の育児休暇取得率の政府目標について、令和7年までに1週間以上の取得率を85%に引き上げることとされたことに伴って伴い町の特定事業行動計画における目標値を下記の通り変更するという形で、下に書かれてるように、変更前が男性職員育児休業取得率30%以上というのが、これまでの目標値であったんですが、令和7年度までの目標値としまして、男性職員の育児休業取得率、括弧1週間以上取得というところで85%以上というところの目標設定になるというところで、農業委員会への今日審議をお願いしたいというところの依頼がありました。

計画の中での変更箇所としましては、ページ6 ページの右下の方に赤字で書いておりますが、ここが変更になった部分でございます。1週間以上取得で85%以上を目指します、という目標に変更をするというところです。

事務局さんの方からは、説明は以上となります。

議長 30%の目標から85%に、そういう風な目標になるということでございます。要するに、女性に活躍をしてもらうために、男性が育休を取ると、そういうことですね。

目標を30%から85%に引き上げ、約1週間以上の間、業務で育休すると、そういう目標の中で、その分女性に活躍をもらうと、そういうことみたいです。

〇〇委員 実際の取得率は、パーセンテージはどれぐらいある？

事務局 取得している職員はおりますが、ちょっとパーセンテージまで分らないです。

事務局長 今年の1月に〇〇系の職員が1ヶ月間、取りました。なので、おるのにはおります。

議長 国の方でも、そういうかたちで推し進めていきようので、各地域でも進めていこうというのでしょうか。

〇〇委員 1週間程度やったら取りやすいけど、長くなってくると、ちょっと職場の方で調整が大変なこともあるかもしれない。

課長 育休、最長3年でしたか。権利なので、取っていただいて、推進していければと思います。

議長 これに関して、農業委員会でも承認いただきたいということなんですが、いいですかね。

承認いただける方の挙手をお願いします。挙手全員です。

議案第5号につきまして、承認されました。

議案は以上です。

(午後3時5分終了)